



No.125

平成16年7月20日発行

路材協会報

路面標示材協会

東京都千代田区神田佐久間町2-13(深津ビル)

〒101-0025 Tel (03) 3861-3656

Fax (03) 3861-3605

目次

新年度活動に向けて	会長 増田眞一	1
平成16年度 役員一覧 (路面標示材協会)		3
平成16年度 運営計画		4
工業標準化制度における新たな適合性評価制度について	倉持 実	6
平成16年5月末の道路交通事故死者数について	事務局	14
事務局便り		16



新年度活動に向けて

会長 増田 眞一

我々に直接関係する道路事業分野における関連の一、二として昨年来、国会を賑わしていた道路関係四公団の民営化法案が先頃国会を通過し、また、公共事業全般に渡りコスト縮減に対する目標値を設定して、費用対効果を検証しながらの工事が行われつつあります。さらには、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行により、適正な入札が行われることによって、公共工事のコスト縮減にも大きな効果が出てきているとの論評も聞きます。

一方、イラク戦争に伴う原油・ナフサ供給不安により、世界的に原油・ナフサ価格が、4月～6月で約29,000円/KL（昨年同月：23,000円/KL）となり前年比約1.26倍と高騰しております。この影響を受けガソリンなどが既に値上げを開始されて、当協会の路面標示用塗料原料に及ぼす影響も大きく、ペイント系では、シンナー類、アルキッド樹脂、アクリル樹脂などの値上げ、また、溶融材系では、石油樹脂、可塑剤、プライマー原料（樹脂、シンナー類）などの値上げも実施され非常に苦慮している状況です。

このように今年度は、予算削減による工事量減少、入札時の競争激化による低価格の落札、さらに原材料値上げに伴う利益減少など、私どもの業界を取り巻く環境は昨年以上に厳しいものになると考えられます。

また、一方、交通安全施設等整備事業は、国の「社会資本整備重点計画」に則して、今年度も、下記の施策が重点的に実施されることとなり、それらの施策に関する研究開発は重要なものであります。

- ① 事故危険箇所対策の推進
- ② あんしん歩行エリアの整備
- ③ 歩行空間のバリアフリー化の推進
- ④ 安全な生活環境の確保（交通事故死者率の低減）のため、事故危険箇所緊急対策事業、歩道の整備や歩行者優先道路の整備
- ⑤ 沿道環境改善のため、低騒音効果のある高機能舗装の設置

以上、幾つか述べた諸状況をもとに、当協会に関係がある施策としては、集約的には「環境負荷低減、循環型社会の構築を実現する」ための対応が求められております。例えば平成13年度に制定された「グリーン購入法」は、公共工事において益々推進されると考えられますし、同法で追加指定となった低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料（水性路面標示用塗料）は、発注者のご理解により採用も広がり出荷量を増やし実績を上げています。また、当協会としては、通常「ハミ禁」と呼ばれている路面標示用塗料の黄色に使用されている顔料の黄鉛を「無鉛」化にすることが大きな課題として認識し、「人体に安全な」及び「環境負荷低減」塗料の研究開発及び関係官庁への採用促進を最重点テーマとし、業界の発展を図りたいと考えております。

平成16年度の当協会の運営基本テーマは、本号別頁記載のとおり変革の時代に即した路面標示材の開発と需要の開拓、そしてそれによる会員相互の向上発展であり、それらの計画を遂行するにあたり、関連業界との連携を図り、当業界の発展のために全力を尽くしていく所存であります。関係各位のご指導、並びに協会員一同のご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

（アトムクス株式会社 取締役道路事業部長）

平成16年度 役員一覧（路面標示材協会）

（7月現在）

会 長	増 田 眞 一	（アトミクス株）
副 会 長	新 美 賢 吉	（株キクテック）
専務理事	小 林 秀 雄	（路面標示材協会）
理 事	堀 憲 夫	（大崎工業（株））
	中 島 浩 治	（信号器材株）
	高 村 英 二	（神東塗料株）
	岡 田 栄一郎	（セイトー化成株）
	小 川 昌 彦	（積水樹脂株）
	平 本 光 雄	（太洋塗料株）
	北 野 正 夫	（株トウベ）
	岩 国 信 彦	（日本ライナー株）
	山 崎 雅 継	（日立化成工材株）
	小 西 陽	（富国合成塗料株）
	藤 木 秀之輔	（藤木産業株）
	井 上 幸 久	（レーンマーク工業株）
監 事	竹 内 政 幸	（株キクテック）
	齋 藤 明	（信号器材株）

委員会関係

業務委員長	出 中 良 典	（アトミクス株）
副委員長	河 合 修 治	（大崎工業株）
技術委員長	高 木 嗣 朗	（信号器材株）
副委員長	梶 原 秀 太	（大崎工業株）

平成16年度 運営計画

1. 経営環境の見通しと運営の基本

今年度の経済成長見通しは、政府予算の早期成立に加え、前年に引続きデジタル家電、輸出関連産業の好況が見込まれることから、数パーセントのプラス成長と予測されている。

しかしながら、国内全般では、景況感が業種間で格差もあり、また、デフレ下での消費低迷、少子高齢化、地方財政難等の諸問題がある。

一方、私共の関連する公共事業の業況見通しは、政府の道路関係予算が前年度比マイナスであるものの道路環境整備事業費（特定交通安全施設等整備等を含む）は、前年度並みが確保されていることから大いに期待したいところでありますが、政府の地方自治体への交付金の減額（総務省の地方財政計画方針）や財政難等から、地方公共事業は減少が予測され、標示事業は、総じてマイナス成長になると思われる。

また、平成15年の道路交通事故は、関連諸官庁の努力に加え、法改正による効果などから死者数7,702人（前年比マ付7624人）と減少した。しかし、他方では、事故発生件数、負傷者数とも増加に転じている状況下にある。

この道路交通事故による経済的・社会的損失（約4兆円強：交通安全白書）は大変大きく、その改善が望まれる。これからの社会環境に合せ「高齢化社会」「環境保全」を重視し、より効果的な交通安全施設の一層の充実化が望まれる。

私どもは、交通環境の安全・安心を目指し費用対効果が高いと言われている「いつも、良く見える路面標示」を必要なところに設置することを目指し、併せて、社会的ニーズに応えるべく環境対策型路面標示用塗料の一層の品質向上を図ると共に、その啓蒙普及活動を行い、路面標示全体のレベルアップを目指し、会員相互の向上発展を図りたいと考える。

運営基本活動テーマは

- 1) 路面標示（道路標示及び区画線）設置の充実化を目指し、変革の時代に即した路面標示材の品質・技術の向上と需要の開拓。
- 2) 環境対策型路面標示用塗料の啓蒙活動。
- 3) 会員相互の技術力向上発展。

2. 総務的事項

- 1) 年会費の基準は改定しない。
- 2) 理事会ほか会議体は効率的に行い、併せて活性化に努める。
- 3) 経費の節減に努めると共に費用の効果的使用をはかる。
- 4) その他

3. 調査、統計事務

- 1) 路面標示用塗料の生産・出荷統計の実施。
- 2) 路面標示（塗料）の需要調査の実施。
- 3) 仕様書（公安、道路管理者）の調査及び、JIS改正に伴う変更活動。

4. 広報業務

- 1) 路材協会報は、年3～4回発行。
- 2) 環境対策型路面標示用塗料のPR、普及活動。
- 3) 関連団体との協調活動及び情報交換。
- 4) その他。

5. 技術業務

- 1) 社会ニーズに合わせ、環境対策型路面標示用塗料の品質・技術の向上。
- 2) 関連機関への参画並びに協力、及び、技術調査等の実施。
- 3) 外部団体との技術会議等の開催。
- 4) その他。

6. 研修業務

- 1) 関連業界技術陣との研究、会合等への参加。
- 2) 関係方面からの技術講師の要請には、可能な範囲で対応。
- 3) 関連業種の知見向上へ、見学会等の実施。

7. その他

官公庁関係部署ほか関連の機関や団体などとの接触に努め、路面標示関係のニーズや動向に関する情報交換並びに、その推進。

工業標準化制度における 新たな適合性評価制度について

倉持 実

はじめに

わが国の工業標準化制度は、工業標準化法などに従って、工業標準調査会による調査審議を経て制定され、「日本工業規格（JIS）」及び制定されたJISへの適合性を評価して証明する「JISマーク表示制度及び試験事業者認定制度（JNL A）」の二本柱で構成されている。

この工業標準化制度は、工業標準化法が1949年に制定されたことから始まり、これまで50年以上を経過し、わが国の発展に大きく寄与してきた。しかし、最近の経済のグローバル化に対応した各国制度の国際的な整合化、規制緩和に伴う基準・認証制度の見直しなどが課題となっている。このため、経済産業省は平成14年6月に「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会」を設置して検討を行い、平成15年6月に規格・認証制度に関し、今後のあり方に関する基本的な考え方が取りまとめられた。

ここでは、その報告書の「認証制度WG検討結果報告」の新たな適合性評価制度について以下に述べる。

1. 新JISマーク制度

1.1 制度の骨格

(1) 国の役割は「認証主体」から「登録主体」へ

国（又はその代行機関たる指定（承認）認定機関）による認証（政府認証）から、民間第三者機関（登録機関）による認証へ転換される。

①

現行
制度

・現行制度の「指定認定機関」は、主務大臣が「指定」する政府代行機関。
・業務規定や手数料は大臣認可の対象で、これらの機関の役職員は「みなし公務員規定」などが適用される。

《閣議決定を踏まえた制度》

国により登録された公正・中立な第三者機関（登録機関）による検査・検定の実施。

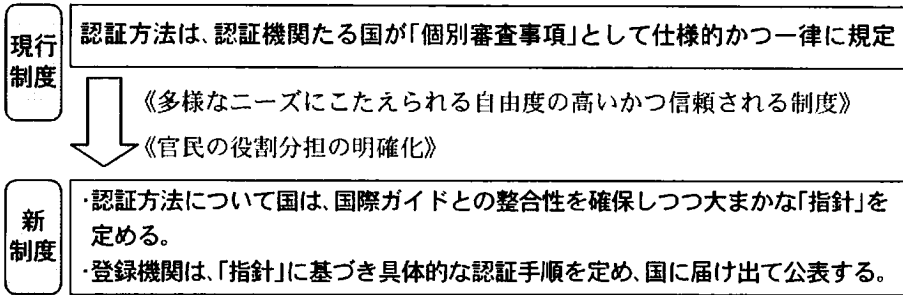
《官民の役割分担の明確化》

検査（認証）結果に対して第三者機関（登録機関）が責任を負う。

新
制度

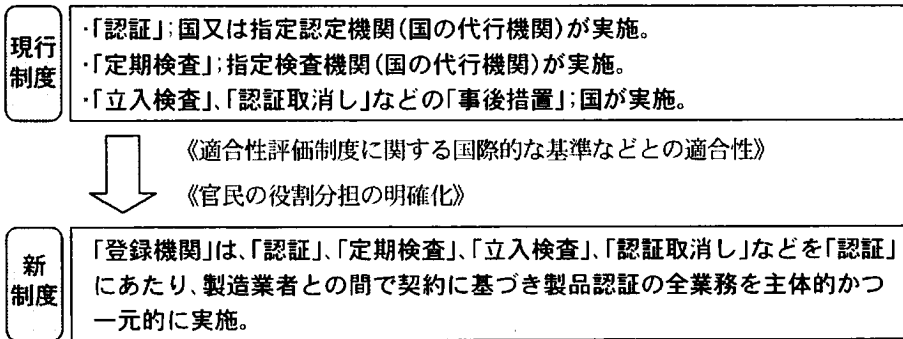
・「登録機関」は、申請に基づき国が「登録」する政府代行性のない機関。
・業務規定は国への届出。

②



(2) 「登録機関」の一元的実施

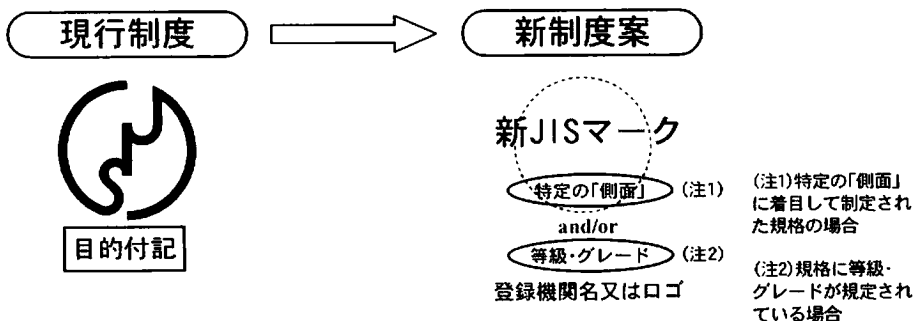
「認証」、「定期検査」及び「事後措置」を、それぞれの主体・機関が分担して実施する制度から、登録機関が一元的に実施する制度にする。



1.2 主要論点の整理

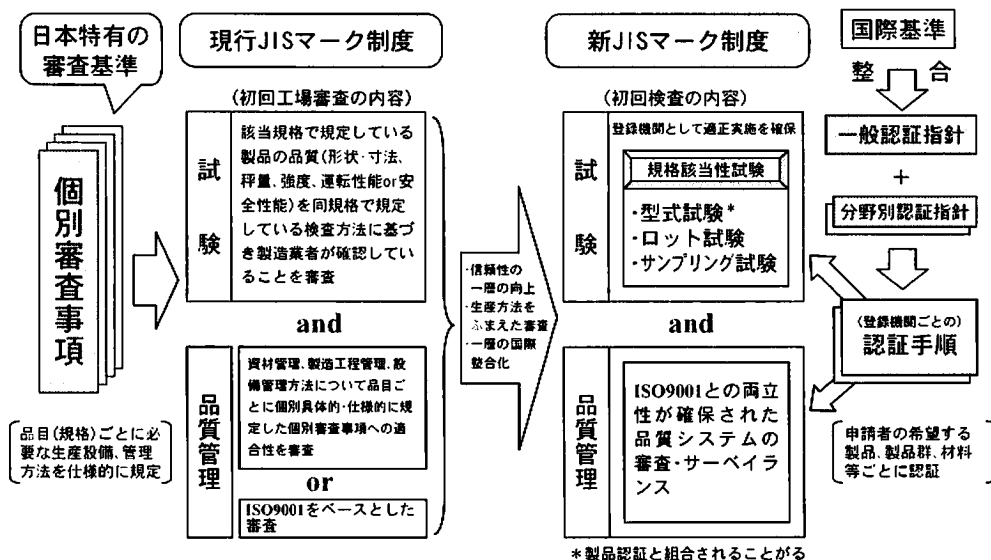
(1) 認証マークについて

認証に伴う責任関係を明確化する観点から、登録機関が特定でき、新JISマーク制度全体としての統一性、現JISマークとの継続性の確保がされるように、共通の認証マークを法定すると共に一定の使用制限を課した上で、個々の登録機関を識別するための機関名、機関のロゴなどと組み合わせて表示することが適当。



(2) 認証手続きについて

- ①品質管理手法の審査については、JISマーク制度の国際ガイドとの整合性の観点から、ISO9001（又は製品分野毎ISOに定められた品質管理システム）の要求事項との「両立性」を確保する。
- ②試験の実施方法については、制度の信頼性、国際整合性確保の観点から、試験の適正実施を登録機関が確保できる方法で実施する。
- ③品質管理手法の審査方法、試験方法の実施方法などの認証手続きについては、制度全体の統一性が確保される必要があることから、国際的な基準を基に、国が大まかな指針を示し、登録機関がこの指針に沿って具体的な認証手順を定める。認証機関はその手順を国に届け、また、本制度の利用者による適切な登録機関の選択が促進されるようにそれを公表する。



(3) 登録機関の登録基準及び同基準への適合性評価の実施体制について

- ①登録機関が満たすべき登録基準は、ISO/IECガイド65「製品認証期間に対する一般要求事項」を基本とする。
- ②登録機関の認証業務の信頼性確保から、ISO/IECガイド61「認定機関に対する一般的要求事項」に準拠したAccreditation（認定）制度による登録基準への適合性評価体制の整備が必要。
- ③Accreditation（認定）制度については、国が直接行うか国として認定業務の適正実施を確保するための手段を有する制度であることが必要。

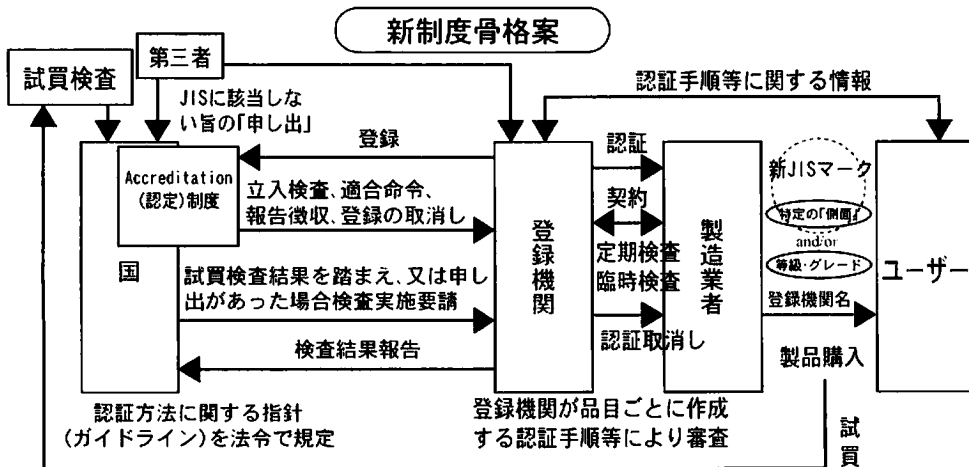
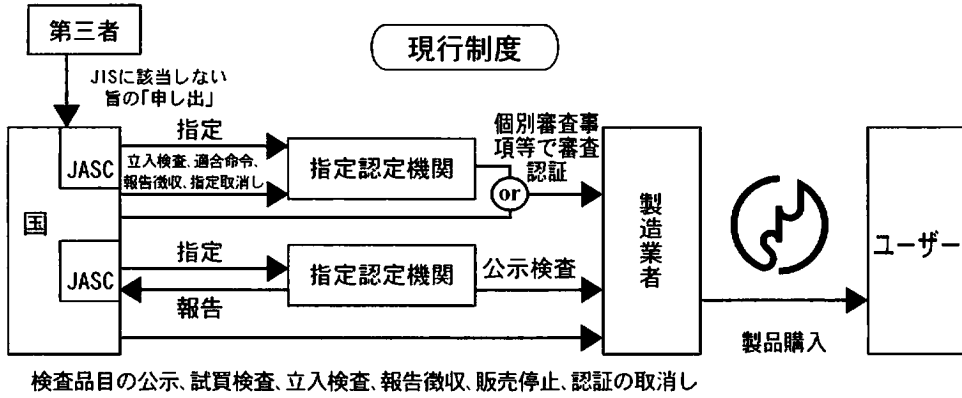
(4) 認証対象規格について

- ①国によるマーク対象品目の特定は行わない。認証対象規格は、要求事項の限度値及び公差が特定されていて、かつ、検証するための試験方法が客観的かつ正確に特定されている規格であること、社会的ニーズに適切に対応できるようにすることが必要。
- ②事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度にするために、マーク対象品目についても、JISマーク以外の方法による規格適合表示、あるいは自己適合表示を妨げない。

(5) 事後措置及び罰則について

- ①制度の信頼性を確保するため、適切な事後措置の確保が不可欠。制度の信頼性は国、登録機関及び製造業者の連携、役割、責任分担が基本となる。
 - ・製造業者は、規格該当性確保について責任を負い、登録機関が製造業者との契約に基づく事後措置でこれを補完する。
 - ・登録機関は、登録基準の継続的な適合性確保について責任を負い、国が法律上の事後措置でこれを担保する。
- ②制度の信頼性確保の観点から、国は、定期的・継続的に「試買検査」を実施した結果と「申し出」を受けた場合など、必要性がある場合には、登録機関に対し製造業者の臨時検査の実施と結果の報告を要請できる。
- ③事後措置の実効性を担保するため、登録機関の義務違反、認証マークの不正使用などに対する手当てが必要。

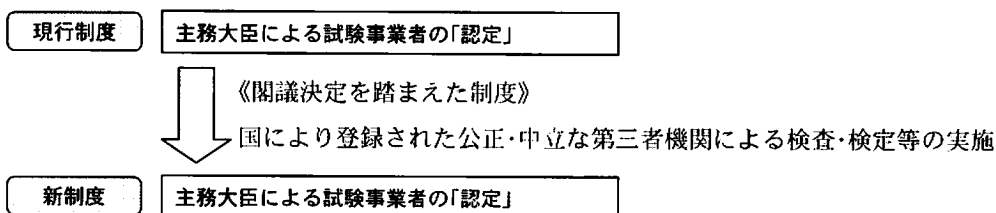
1.3 新制度のスキーム



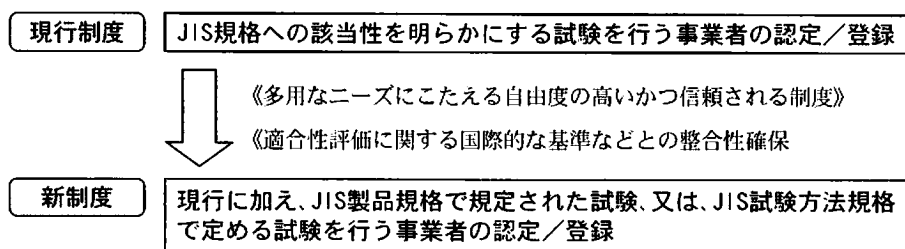
2. 新 J N L A (試験事業者認定制度) 制度

2.1 制度の骨格

(1) 主務大臣による「認定」から、「登録」へ



(2) 認定/登録対象を、J I S 規格への該当性を明らかにする試験から、J I S 規格で規定されている試験全体へ



2.2 主要論点の整理

(1) J N L A の拡張ニーズと官民の役割分担について

試験事業者の「認定」を「登録」に変えた上で、適切な官民の役割分担の下に、その対象を J I S 規格該当性評価の試験に限定せず、J I S 試験方法規格に定める試験一般に広げることで多様な試験所認定ニーズにこたえる制度にする。

- ・ 確かな技術の実施能力及び適正な業務実施能力があることを ISO/IEC17025 を基準に登録する。
- ・ 新たに拡張する分野は、他の認定機関の業務との重複・競合が無い分野に限定する。
- ・ 民間が適正に実施している認定事業との重複が認められる分野は、新規認定を行わない。

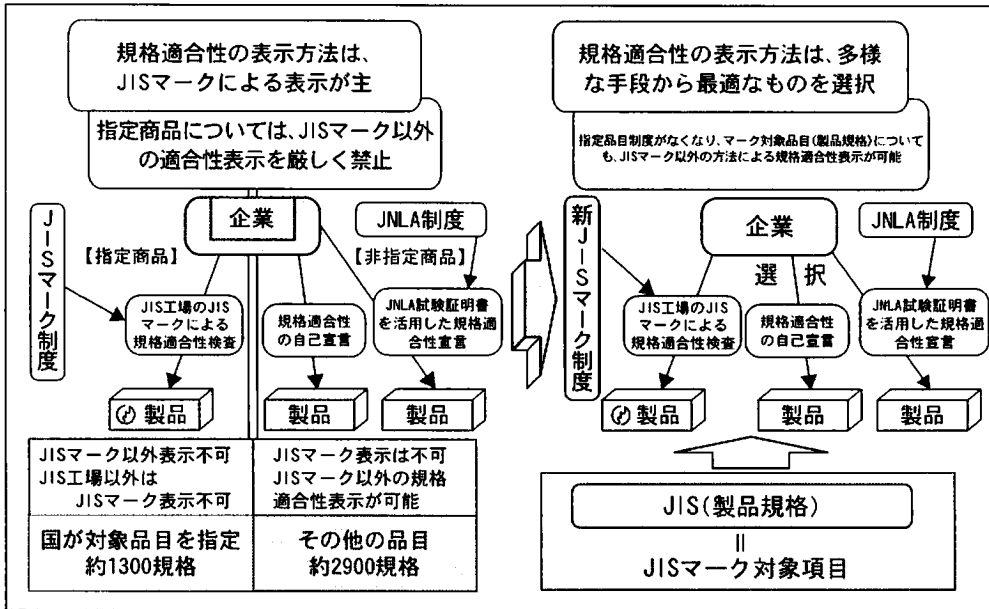
(2) 新 J I S マークとの関係について

- ・ 規格該当性の試験に関しては、認証用の製品規格全体を対象とすることで事業者による自己適合宣言の支援として活用する。
- ・ 新 J I S マーク制度上の規格適合評価のための「試験」としても、J N L A 以外の試験所認定機関の認定試験所の「試験」と同様に活用できる。
- ・ 新 J I S マークとの混乱を回避するために、J N L A 標章の利用を試験証明書への表示に限定する。

3. 新制度の特徴

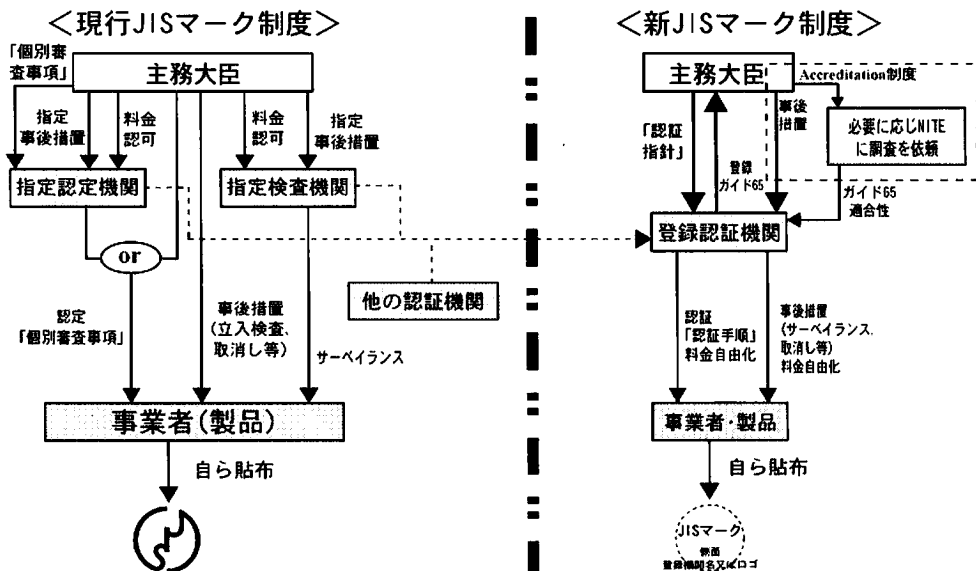
(1) 指定商品制度の廃止

JISマーク以外の方法による規格適合宣言/表示が可能になる。



(2) 登録認証機関について

登録認証機関が「認証」以外に「定期検査」「認証取消し」などの「事後措置」も含め、製品認証の全業務を自らの責任の下で一元的に実施する。



(3) 登録試験所について

- ① J I S 規格への該当性を明らかにする試験に加えて、J I S 規格で規定されている試験も実施可能になる。
- ② 新 J I S マークの認証プロセス上の試験の実施手段としても、J N L A 以外の試験所認定機関の認定試験所が行う試験と同様に、利用可能になる。

おわりに

以上、「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会」報告書の一部を紹介したが、今後、更に様々な検討が進められ、今年度中に工業標準化法の改正を行い、平成17年には同法の本格施行が計画されている。

道路の交通安全対策に不可欠の路面標示用塗料に関しては、昭和40年代まではJIS K 5491 トラフィックペイント（常温用）、JIS K 5665 トラフィックペイント（溶着用）及び日本道路公団規格（加熱用）の3つに分かれていた。これを一つの規格に統合するための検討がその後行われ、工業標準調査会の審議を経て、1981年に「JIS K 5665-1981 トラフィックペイント」が制定された。そしてその後、何回かにわたって規格の見直し改定が行われて現在に至っている。

我々は、今回の新たな適合性評価制度に関連して、今後、路面標示用塗料の規格適合性の表示方法について、より適した方法を選択することや登録機関の選択、認証手続きなど、多角的に新制度の導入に努め、本格施行に対応して製品を供給していかなければならない。

以上

(日立化成工材開発部道建塗料Gグループリーダー、路材協技術委員)

平成16年5月末の道路交通事故死者数について

(警察庁交通局交通企画課資料より)

事務局

平成16年5月末(1～5月)の道路交通事故による死者数は、減少している。

しかし、発生件数及び負傷者数は増加している。

平成16年5月末(1～5月)までに発生した交通事故は、

区分	件数・人数	1日平均	前年同期間比
発生件数(概数)	377,553	2,484	+5,062(+1.4%)
死者数	2,868	18.9	-65(-2.2%)
負傷者数(概数)	469,074	3,086	+5,219(+1.1%)

状態別死亡事故件数

状態別	人数	構成比(%)	前年同期間比
自動車乗車中	1,194	41.6	-21
歩行中	860	30.0	-52
自転車乗用中	326	11.4	-11
自二乗車中	254	8.9	+11
原付乗車中	229	8.0	+5
その他	5	0.2	+3
計	2,868	100.0	-65

昼夜別死亡事故件数

昼夜別	件数	構成比(%)	前年同期間比
昼間	1,295	47.0	-38
夜間	1,459	53.0	-51
計	2,754	100.0	-89

昼夜別事故発生地点の道路形状を比較してみると、昼間は夜間より交差点とカーブでの事故の割合が高く、夜間は昼間より一般単路での事故の割合が高い。

都道府県別交通事故発生状況（概数）

5月末

管区	都道府県	発生件数			死者数				負傷者数		
		16年	増減数	増減率	16年	増減数	増減率	順位	16年	増減数	増減率
東 北	北海道	11,001	-274	-2.4	136	21	18.3	2	14,086	-310	-2.2
	青森	3,480	-125	-3.5	42	9	27.3	26	4,379	-197	-4.3
	岩手	2,306	15	0.7	40	4	11.1	29	2,931	51	1.8
	宮城	5,621	442	8.5	52	1	2.0	21	7,311	639	9.6
	秋田	2,059	81	4.1	24	-3	-11.1	41	2,582	81	3.2
	山形	3,662	21	0.6	32	9	39.1	34	4,597	71	1.6
	福島	5,957	45	0.8	53	-16	-23.2	20	7,688	145	1.9
計	23,085	479	2.1	243	4	1.7	***	29,488	790	2.8	
東 京	33,828	-786	-2.3	130	22	20.4	4	38,291	-1,100	-2.8	
東 関	茨城	9,518	-231	-2.4	99	-27	-21.4	11	12,270	-303	-2.4
	栃木	6,360	-163	-2.5	72	0	0.0	14	8,253	-188	-2.2
	群馬	9,671	270	2.9	55	-7	-11.3	19	12,384	241	2.0
	埼玉	20,589	25	0.1	117	-31	-20.9	7	25,673	-5	0.0
	千葉	14,969	60	0.4	137	-21	-13.3	1	18,964	85	0.5
	神奈川	25,365	-776	-3.0	130	7	5.7	4	30,684	-938	-3.0
	新潟	5,796	45	0.8	71	-5	-6.6	16	7,319	154	2.1
	山梨	2,938	-62	-2.1	26	-13	-33.3	40	3,919	-7	-0.2
	長野	5,935	136	2.3	59	-1	-1.7	18	7,737	-1	0.0
	静岡	16,565	311	1.9	102	-9	-8.1	10	21,225	327	1.6
計	117,706	-385	-0.3	868	-107	-11.0	***	148,428	-635	-0.4	
中 部	富山	3,096	74	2.4	22	-1	-4.3	44	3,729	117	3.2
	石川	3,233	-60	-1.8	29	-6	-17.1	37	4,070	-35	-0.9
	福井	2,056	109	5.6	31	5	19.2	35	2,531	53	2.1
	岐阜	5,932	151	2.6	72	2	2.9	14	8,051	113	1.4
	愛知	24,555	1,719	7.5	136	-1	-0.7	2	30,434	2,225	7.9
	三重	5,420	338	6.7	79	9	12.9	13	7,056	330	4.9
計	44,292	2,331	5.6	369	8	2.2	***	55,871	2,803	5.3	
近 畿	滋賀	3,937	2	0.1	30	-6	-16.7	36	5,150	-87	-1.7
	京都	7,826	264	3.5	50	8	19.0	22	9,681	404	4.4
	大阪	26,225	705	2.8	125	14	12.6	6	31,476	653	2.1
	兵庫	17,390	582	3.5	115	-3	-2.5	8	21,546	607	2.9
	奈良	3,703	145	4.1	23	-2	-8.0	43	4,238	132	3.2
	和歌山	3,459	19	0.6	34	13	61.9	33	4,358	110	2.6
計	62,540	1,717	2.8	377	24	6.8	***	76,449	1,819	2.4	
中 国	鳥取	1,250	99	8.6	16	-5	-23.8	47	1,617	142	9.6
	島根	1,244	-46	-3.6	20	-9	-31.0	46	1,513	-21	-1.4
	岡山	8,268	-225	-2.6	71	-3	-4.1	16	10,558	-293	-2.7
	広島	8,540	-32	-0.4	83	10	13.7	12	10,839	-65	-0.6
	山口	3,852	-111	-2.8	47	-4	-7.8	24	4,758	-62	-1.3
計	23,154	-315	-1.3	237	-11	-4.4	***	29,285	-299	-1.0	
四 国	徳島	2,700	152	6.0	28	2	7.7	39	2,339	122	3.8
	香川	5,329	362	7.3	37	10	37.0	32	6,651	420	6.7
	愛媛	4,679	235	5.3	42	-13	-23.6	26	5,702	201	3.7
	高知	2,002	-87	-4.2	42	18	75.0	26	2,394	-93	-3.7
	計	14,710	662	4.7	149	17	12.9	***	18,086	650	3.7
九 州	福岡	20,343	430	2.2	111	-9	-7.5	9	24,754	88	0.4
	佐賀	4,024	-235	-5.5	29	-14	-32.6	37	5,349	-379	-6.6
	長崎	3,379	-52	-1.5	22	-21	-48.8	44	4,441	-5	-0.1
	熊本	4,931	147	3.1	50	8	19.0	22	6,407	182	2.9
	大分	3,064	166	5.7	40	3	8.1	29	4,083	182	4.7
	宮崎	4,058	901	28.5	40	7	21.2	29	5,117	1,051	25.8
	鹿児島	4,873	83	1.7	43	-6	-12.2	25	5,948	196	3.4
	沖縄	2,565	193	8.1	24	-11	-31.4	41	2,991	186	6.6
計	47,237	1,633	3.6	359	-43	-10.7	***	59,090	1,501	2.6	
合 計	377,553	5,062	1.4	2,868	-65	-2.2	***	469,074	5,219	1.1	

注：増減数(率)は、前年同期と比較した値である。

事務局便り

1. 今年度の総会は、5月12日静岡市で行われ、平成15年度の活動報告及び決算報告、並びに平成16年度の運営計画案及び予算案を原案どおり承認・決定しました。なお、役員は一部の会員会社を除き、増田会長以下昨年どおりであります。(本号別掲のとおり)

総会終了後は、正会員・賛助会員合同の懇親会を行い、翌日は恒例のゼブラーズ会コンペを開催しました。

2. 会員の異動

(1) 正会員

○大崎工業㈱の協会理事は、山本一志氏から堀 憲夫氏(建設資材事業部 取締役営業部長)に、また、業務委員は、堀 憲夫氏から河合修治氏(建設資材事業部 営業部課長)に変わりました。(6月)

○㈱キクテックの協会理事 新美賢吉氏の所属は、組織改正に伴って、取締役公安営業統括部長となりました。(6月)

○信号器材㈱の業務委員の齋藤 明氏は、新製品推進事業部係長になりました。(5月)

○神東塗料㈱の協会理事は、青野 實氏から高村英二氏(道路施設事業部 次長)に変わります。(7月)

○積水樹脂㈱の協会業務委員は、渡邊宣明氏から小山智久氏(関東支店交通安全対策営業所 所長)に変わり、技術委員の廣田 武氏は、交通安全対策事業部開発室課長になりました。(6月)

○㈱トウペの協会理事 北野正夫氏の所属は、組織改正に伴って、営業本部道路塗料部部長に、また、業務委員の土田隆男氏は、営業本部道路塗料部東京課課長に変わりました。(5月)

○日本ライナー㈱の協会理事 岩国信彦氏の所属は、組織改正に伴って、商品事業部副事業部長に、また、業務委員の大友義克氏は、商品事業部販売課課長に、技術委員の菊地徹吉氏は、標示技術部技術二課係長に、それぞれなりました。(5月)

(2) 賛助会員

日本製袋㈱の本社は、次の場所に移転されております。(3月)

移転先 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3

電話(代表): 03-3256-3456 FAX: 03-3256-3457

3. 委員会活動

業務委員会では、今年度の需要調査を4月から実施しているほか、無鉛黄色塗料の普及啓蒙活動を関係方面に行う。

路面標示材協会 TEL: 03-3861-3656 FAX: 03-3861-3605